

家庭用コージェネレーションシステム契約
(選 択 約 款)

令和7年9月2日実施

松 栄 ガ ス 株 式 会 社

目次

1. 選択約款の変更.....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 適用条件.....	1
4. 契約の締結.....	2
5. 契約期間.....	2
6. 使用量の算定.....	2
7. 料金.....	2
8. 単位料金の調整.....	3
9. 名義の変更.....	4
10. 契約の解約.....	4
11. 精算.....	4
12. 設置確認.....	4
13. その他.....	4
付 則	5
1. 本選択約款の実施期日	5
2. 本選択約款の実施に伴う切替措置	5
別 表	6
1. 料金及び消費税相当額の算定方法	6
2. 料金表.....	7

平成29年	4月	1日	制定
平成30年	9月	1日	改定
令和元年	10月	1日	改定
令和2年	4月	1日	改定
令和7年	9月	2日	改定

1. 選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める託送供給約款またはガス小売供給約款を変更した場合、法令の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合その他相当な事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、当社ホームページでの開示またはその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「家庭用コージェネレーションシステム」とは、エネルギー源として都市ガスを使用しガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力と熱を発生させ、住宅に電気と温水等を供給するシステムをいいます。
- (2)「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3)「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月の期間をいい、「その他期」とは5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月の期間をいいます。
- (4)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5)「消費税率」とは、消費税等相当額の消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。
- (6)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (7)「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。
- (8)年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たすお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅、または1需要場所に設置するガスメーター

- の能力の合計が16立方メートル毎時以下の併用住宅でご使用になること。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムの定格発電出力（機器容量）が5kW以下であること。

4. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約された方が、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。（(4)において同じ）
- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

5. 契約期間

契約期間は、以下の規定にもとづき決定いたします。

- (1) 本選択約款に基づく契約の契約期間は、(2)に該当する場合を除き、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更される場合を含みます。）以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。
- (2) ガス小売供給に係る無契約状態が存在する場合は、その事由発生日（契約が解約された日）の翌日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までとすることがあります。
- (3) 契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、この契約は、契約期間満了日の翌日からその翌年度最初の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) (3)にもとづき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- ①供給条件の説明における更新後の契約期間は、当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
- ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

6. 使用量の算定

当社（導管部門）は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の日の翌日から起算して31日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期限経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の

場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。
- (4) 料金は、口座振替、クレジットカード払い、又は払込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。
- (5) お客様が当社指定の様式のうち払込書によって料金を支払われる場合、当社が別途定める場合を除き、払込書発行手数料として原則、払込書の発行にかかる費用等に相当する額を料金と合わせてご負担いただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回るまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1 (4) のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てます。

- (2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格 (トンあたり)

34,700円

②平均原料価格 (トンあたり)

別表1 (4) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトン当たりLPG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9608$$

$$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0513$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の店口に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 契約の解約

当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解除できるものいたします。

11. 精算

すでにこの選択約款を適用のお客さまで、3の適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス小売供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

12. 設置確認

- (1) 当社は、3の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し、契約終了日の翌日からガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) お客さまは、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、本選択約款解約の申し出があったものとみなし、11にもとづき契約を解約いたします。

13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和7年9月2日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

- (1) 当社は、令和7年10月1日以降に支払義務が発生する料金について、本選択約款のうち7（料金）に基づき算定いたします。なお、当社は、令和7年9月30日までに支払義務が発生する料金については、令和7年9月1日までに適用される家庭用コージェネレーションシステム契約（選択約款）に基づき算定いたします。
- (2) 本選択約款のうち7（料金）（5）の払込書発行手数料については、令和7年9月2日以降に発行する払込書から適用いたします。

別 表

1. 料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) (1) から (2) の定めを算式に表すと以下のとおりです。

$$\text{早収料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	その他期	冬期
	1, 5 2 9. 0 0 円	3, 2 0 1. 0 0 円
	(消費税等相当額を含みます。)	

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	その他期、冬期とも
	1 2 5. 6 4 円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。